

議 事

報 告 事 項

報告第 1 4 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて報告する。

平成 15 年 10 月 23 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
確認事項	<p>新町における農業委員会の、選挙による委員の定数は 20 名とする。</p> <p>南部町と南部川村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、互選により 20 名の委員が新町の農業委員会の委員として在任する。</p> <p>在任期間については、合併までに調整する。</p> <p>(平成 15 年 5 月 15 日 第 5 回協議会確認)</p>
報告事項	<p>農業委員会の選挙による委員の在任期間については、平成 17 年 3 月 31 日までとする。</p>